

公益財団法人 富士社会教育センター

役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 富士社会教育センター（以下「公益財団富士」という。）定款第17条及び第36条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事、評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、「公益財団富士」を主たる職務組織とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、通勤費、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（早・遅着費、宿泊費・食事費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公益財団富士は、定款第36条に基づき常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、常勤役員報酬基準表（別表）に基づき役員報酬を支給する。
- 3 監事には、監事報酬基準に基づき報酬を支給する。
- 4 評議員には「公益財団富士」定款第17条に基づき1日当たり5000円を日当として

支給する。

5 役員に対して、「公益財団富士」より役員の任務として講師及び研修事務局、会議への参加、組織訪問活動、原稿執筆の委嘱等の場合、別に定める役員への講師謝金（手当）、活動謝金（手当）、及び原稿執筆謝金（手当）等の支払に関する規則に基づき謝金（手当）を支給する。

6 常勤役員には、役員賞与を支給する。

7 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給する。

（報酬の額の決定）

第4条 「公益財団富士」の常勤役員の報酬月額は、評議員会で定めた支給基準（常勤役員報酬基準表）のとおりとし、各々の役員の報酬月額は基準表の内から、代表理事、専務理事が理事会の同意、評議員会の決議を得て決めるものとする。

2 「公益財団富士」の監事の報酬額は、監事報酬基準に基づき、代表理事、専務理事が評議員会の決議を得て、決めるものとする。

（報酬の支給）

第5条 常勤役員報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする就業規則・給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（講師謝金及び活動他謝金（手当））

第6条 役員が理事長、専務理事より講師、研修事務局、会議への参加、組織訪問活動、原稿執筆等を委嘱されたときは、別に定める役員への講師謝金（手当）及び活動他謝金（手当）の支払に関する規則に基づき講師謝金（手当）、活動謝金（手当）執筆謝金（手当）等を支給する。

（退職慰労金）

第7条 退職慰労金は、常勤役員として勤務した者で、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払う。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、退職慰労金規定に基づき在職期間1年度ごとに、各年度に支給された役員報酬月額に規定の乗率を乗じた相当額を上限として、

代表理事、専務理事が常勤理事会の同意及び理事会の承認を得て決定する。ただし、退職慰労金対象在職期間は平成24年4月1日より起算して退職日までとする。

(費用)

第8条 「公益財団富士」は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用について請求のあった場合は遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤費を支給し、その計算方法は「公益財団富士」職員就業規則に準ずる。

(公表)

第9条 「公益財団富士」は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、「公益財団法人 富士社会教育センター」の設立の登記後の最初の評議員会の議決後の翌年度4月1日から施行する。

(別表) 常勤役員報酬基準表 (単位：円)

号俸	報酬月額	号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	470000	6	545000	1 1	630000
2	485000	7	560000	1 2	645000
3	500000	8	575000	1 3 (上 限)	660000
4	515000	9	600000		

5	530000	1 0	615000		
特 1	150000	特 4	240000	特 7	290000
特 2	180000	特 5	270000	特 8	300000
特 3	210000	特 6	280000	特 9 (上 限)	310000